

産業報国運動

—その成立をめぐって—

はじめに

産業報国運動は一九三八年三月協調会時局対策委員会第二専門委員会で作成された「労資関係調整方策」を契機に、「労資一体」「産業報国」をスローガンに事業場に産業報国会を設立する運動として始まった。そして労働組合が解散させられ全国のはとんどの事業場に産業報国会が設立され、中央機関として大日本産業報国会が結成された一九四〇年以降本格的に展開をみせて行った。

産業報国運動は日本ファシズム体制確立期に於て労働者階級を国家が統括した運動として非常に重視されている。しかし通史的叙述に於ては表面的な事実経過を追っ

芳 井 幸 子

ているだけである。これについての本格的研究は現在までのところまだ緒についたばかりであり、わずかに労使関係論に於ていくつかの個別論文を挙げることができ(1)る。大河内氏に於ては戦後の企業別組合成立との関係から産業報国会の「組織」に注目し、桜林氏に於ては戦時の労資協議制として、産業報国会内の懇談会を分析の対象に置いている。従って現在われわれは産業報国運動そのものを実証的に当該時期の政治過程の中にきちんと位置づけ、その歴史的意義を明らかにしていかなければならない。しかし全国的に展開された本運動の全体像を実証的に明らかにするためには、長期的な作業が要求される。

本稿ではそれらの分析の前提作業として、そもそも産業報国運動がいかなる運動として成立したのかを、大企業労務担当者、⁽²⁾ 協調会、官僚（厚生省・⁽³⁾ 各府県警察部）の動きを中心に、その相互関係を含めて具体的にみていきたい。産業報国運動成立にあたっての大企業労務担当事者の主導性とその意図を明らかにすることが、以後の展開期の産業報国運動及び各々の産業報国会の実態を明らかにする上で必要だと考えるからである。

(1) 大河内一男『産業報国会』の前と後と』『労使関係論の史的発展』一九七二年所収

桜林誠「戦時日本の労資協議制—産業報国会の懇談会を中心として—」『上智経済論集』一九七二年 Vol. X No. 3 所収

(2) 一九一九年に労資関係調整を図る目的で政府、財界の協力の下に設立された財団法人。人的には厚生省労働局の前身である内務省社会局と深い関係にあった。

(3) 一九三八年一月新設。これによって労働条件その他労働問題に関する事項は、内務省社会局労働部から厚生省労働局の担当となった。ただし労資問題の実際の手足となっていたのは、各府県警察部であった。

I 労資関係調整方策の背景

日中戦争勃発後、各府県警察部に於ては、労資関係調整に関する対策が企てられていた。その代表的なものは、三七年十月当時の愛知県工場課長荒川又市が中心になって立案した「荒川案」と称される「時局対策労資調整案」と、三八年二月警視庁調停課が管下の各事業場に発した「意思疎通施設の代表的形式」であった。⁽¹⁾

前者は一部修正され、三八年二月「労資調整組織案」として同県警察部公案となった。同案はその目的を「時局に対する事業主及労務者の認識を深くし、特に事変に於ける各自の職責を完うせしめ以て産業報国の誠を致さしむるに在り」として、各工場内に労資双方からなる懇談会を組織させ、商工会議所、中部産連、協調会、県工場課、特高課等による懇談会がそれを指導していこうとするものであった。従って事業主においては、企業の自主性喪失に就ての懸念が強く、⁽³⁾ 労働組合においては本質的に労働組合を否認しているとして不満があり、⁽⁴⁾ 結局実現には至らなかった。

警視庁のは各事業場に対して、労資の意思疎通機関すなわち工場委員会あるいは労働委員会と称せられるものの組織内容を具体的に例示し、その設置を勧奨したもの

であった。⁽⁵⁾

以上のような労資関係調整方策が日中戦争の勃発という時期に各地で相次いで企てられていたのは、戦時体制下に於ける、また戦後の混乱に於ける労働者の動向に対する強い不安からであった。

第一次世界大戦時のロシア革命、欧州各国での労働者勢力の増大、そして国内では米騒動、それ以後の労働運動の本格的展開という経験は、日中戦争の勃発、その長期化を迎えて、取締当局に労働情勢に対する危機感を抱かせていた。⁽⁶⁾

実際に三七年上半期急増していた労働争議は戦争勃発後激減したとはいえ、翌三八年に入ると、再びしだいに増加の傾向があらわれてきていた。しかもその争議の特徴は、既成の労働組合が時局に対して協力姿勢をとり争議発生を抑えていたのを反映して、未組織労働者の間に発生したものが多かったことであつた。⁽⁷⁾

そこで各地の警察当局では、労働争議の発生を防ぎ、戦後に備えるためには、未組織労働者層を何らかの形で組織化して、その動向をつかむことが必要であると考へ、先にみたように労資調整問題に積極的に取り組んで

いた。

戦時戦後の労働情勢に対する危機感は後述する協調会の「労資関係調整方策」の作成に参加した民間の人々——協調会グループ、大企業の労務担当者⁽⁸⁾として労働組合幹部の松岡駒吉⁽⁹⁾にも共通の認識であつた。松岡駒吉は健全な労働組合主義に立脚する労働組合によってこそ、戦後の混乱に備えることができると考えていたし、協調会グループは労資調整の中心になろうと積極的に活動を開始した。大企業の労務担当者は第一次世界大戦後の工場委員会、会社組合の経験から、労働者を組織化していくことの有効性を認識し、もつと資本家の側から労働者を組織化していくべきであると考へていた。⁽¹⁰⁾ また彼らは戦後に備えるためには労務管理は個々の企業の自主的なものに任せるだけでなく、全産業を貫く基本線に沿って行なわれる必要があると考へたが、⁽¹¹⁾ 立法行政的手段で企業内部に警察当局等の第三者が干渉することは絶対に認めなかつた。だが警察当局は各地で続々と労資調整のための対策を企て、厚生省も何らかの措置をとることが予想される事態であつた。

(1) 厚生省『労働時報』一九三八年八月号 二二ページ

- (2) 佐々木正制『工場鉱山産業報国会の組織と運営』一九四一年 三—十二ページ
- (3) 大阪市人事課『工場懇談会に就て』一九三八年 十七ページ
- (4) 内務省警保局『特高月報』一九三八年六月号 六五ページ
- (5) 佐々木正制『前掲書』十二—十四ページ
- (6) 『労働時報』一九三八年八月号 二—二二ページ
- (7) 『特高月報』一九三八年六月号 五三—五六ページ
- (8) 協調会『協調』第七号 一九三七年十二月十五日
- (9) 松岡駒吉『動乱期の労働運動』三二—四二ページ 別冊知性『秘められた昭和史』一九五六年十二月号所収
- (10) 協調会『全国労務懇談会記録』一九三四年 一二七—一六四ページ
- 前田一『労働者『代表』の再吟味』一三一—一三二ページ『社会政策時報』一九三二年七月号所収
- 森田良雄『戦争と勤労』一九四三年 八五—八六ページ
- (11) 森田良雄『前掲書』八九—九〇ページ
- 『協調』第七号 一九三七年十二月

II 協調会の「労資関係調整方策」

日中戦争が始まると協調会は戦時労働問題解決のため、労資の懇談会を開催する等の活発な活動を開始し、翌三

八年二月には、「戦時労働問題を根本的に解決するため」に各界有力者を集めた時局対策委員会を設置した。⁽¹⁾

二月二日の第一回総会に於て、審議項目に

- 一、傷痍軍人対策
 - 二、銃後の社会施設
 - 三、労働力の需給調整
 - 四、労働保護政策
 - 五、労資関係調整並に重要産業労働政策
 - 六、思想対策
- の六項目が決定され、二つの専門委員会を設けて審議することになった。

第一専門委員会は吉田茂(貴族院議員)を委員長として「傷痍軍人対策」及び「銃後の社会施設」に関して、第二専門委員会は河原田稼吉(貴族院議員)を委員長として「労働力の需給調整」「労働保護政策」「労資関係調整」に関して、「思想対策」は全体委員会に於て、それぞれ審議を行なうことになった。

専門委員会にはそれぞれ専門委員を依頼することになったが、「労資関係調整」を審議する第二専門委員会の専門委員には、松岡駒吉(全日本労働組合総同盟)高山

久藏(日本労働組合総連合) 西山仁三郎(日本産業労働倶楽部) 森田良雄(全国産業団体連合会)⁽²⁾ 町田正人(石川島造船所) 野村卓三(東京製鋼株式会社) 伊藤保次郎(三菱鉱業株式会社) 深川正夫(三井鉱山株式会社) 山田栄一(富士瓦斯紡績株式会社) 佐藤正義(日本製鉄株式会社) 中田謙二(日本石油株式会社) 和田隆造(芝浦製作所) 桂泉(東京瓦斯株式会社) 渡辺斌衡(住友本社)の十四名が依嘱された。以上の中で民間大企業の専門委員は各社の労務担当者で、更にほとんどが全産連の関東産業団体連合会産業平和方策調査委員会の委員であった。⁽³⁾

この産業平和方策調査委員会は一九三一年十二月設立され、関東産連傘下の会員各社の労務担当主任者を委員⁽⁴⁾に、「産業平和」という見地から労務管理に関する諸問題を研究する」委員会⁽⁵⁾で、全産連の活動の実質的な中心となっていた。

専門委員会は委員、専門委員、厚生省や陸海軍からの来賓によって審議が行なわれていった。

第二専門委員会ではいくつかの審議項目の中から、まず労資関係調整問題から審議することになった。三月ま

での五回にわたる審議に於て、企業側の委員は労資関係の指導精神の確立を主張し、厚生省の成田労働局長、永野労政課長は工場委員会制度の必要を説いて対立した。⁽⁶⁾

指導精神の確立と工場委員会の設置という二つの事は、陸軍の久保中佐が両方に賛成したように、一見必ずしも矛盾する意見のようには見えない。しかしその二つの意見のうちには、労資関係のあり方、打ち出す運動の方向に対立的なものを持っていた。

その対立点を明らかにするため、森田良雄が第二専門委員会に提出したとみられる起草案「我国労資関係の指導方針に付て」⁽⁷⁾によって彼を中心とする全産連に集まる民間大企業の労務担当者がどのような指導精神の確立を狙っていたのかをみてみよう。

一、「国家と産業の関係」では、産業の振興は一国の文化の向上並に国力発展の原動力であり、産業に従事する者はその職分を通じて国家的使命を果す任務があるとした。二、「経営団体の国家的使命」では、経営団体は資本・労働・管理の三位一体の共同体であること、従って国家的使命達成の為に、これらの完全なる融合と協力は不可欠である、そこで経営団体の健全な運営に当って

は経営一体観に基づく、管理者の指揮命令権の徹底と従業員の協力が必要であるとした。三、「経営団体の人的強化策」では、経営団体は構成員である管理者と従業員の有機的結合を一層強化するための組織を持つこと、其の成立、組織、運用は飽く迄も各経営団体の自発的自治に任せ、意思疎通を図ることは一目標で協力主義をモットーとし、精神的活動の中核として従業員相互の修養、教化等の指導機関となることとした。

すなわち産業の国家的使命を説いて、労資間を職分の違いとしてとらえ両者は一体となつて国家的使命達成のために努めなければならないとし、そのためには経営管理者の指揮命令権の徹底と従業員の協力が必要であるとした。企業内に設置する管理者と従業員からなる機関も従来の工場委員会が実態はともかく労働条件の改善や意思疎通を主な機能とするものであったのに対し、協力主義の実践の場であり、精神教育の場であるとした。

これは産業の国家的使命を説くことにより「労資一体」を強く打ち出したものであった。「労資一体」の理念は戦時体制の下でかなりの説得性を持ち得た。そのような状況の下で労資協調に代る労資一体という労資関係

理念を、企業内の組織を通して全産業的な規模で確立していくところにその意図があった。そこで提起する運動はその理念の提唱と普及であり、精神運動に重点があった。

これに対し厚生省が設置しようとした労資懇談会（工場委員会）は、同年六月の労働争議調停事務打合せ会議で明らかになされたところによると、次の内容を持つものになければならなかった。⁽⁸⁾

すなわちそれは従業員側と職員側委員から構成され、従業員側委員は原則として従業員の自由選出によること、待遇改善問題について必ず協議させること、従つて厚生省としては従業員側委員が事業主の指名であったり、待遇問題について協議しないものは労資懇談会と認めない方針であった。

厚生省は労資懇談会によつて労資が充分にあらゆる問題にわたつて懇談し、相互の理解を深めることにより労働争議の勃発を未然に防ごうと考えた。そのためには労働者自らが選んだ委員によつて、労働者の意見を充分に反映させ、労働者の最も関心のある待遇問題を懇談させることが必要であった。特に協議事項から待遇問題を除

外しては、賃銀問題を原因に起る争議が日中戦争後さらにその割合を増加しつつある状況に対処できないと考えられていた。

第二専門委員会での厚生省の工場委員会設置の主張は精神運動ではなく、このような工場委員会の具体的設置を各企業に働きかける運動を提唱するものであった。

審議の過程で厚生省、松岡駒吉らの対立的意見の表明があったにもかかわらず、委員会は指導精神を確立していく方向に進んだ。これは民間大企業の労務担当者が一致して、その方向に進めていったためであった。

こうして第二専門委員会では指導精神の確立とその普及実現方法という内容を持った「労資関係調整方策」が作成され、時局対策委員会総会で正式に決定された。

「労資関係調整方策」は「労資関係の指導精神の確立」と「労資関係の指導精神を普及宣揚する諸方策」の二つの部分から成っていた。⁽⁹⁾ 労資関係の指導精神は次のようなものとされた。産業は事業者従業員各自の職分によって結ばれた有機的組織体であり、産業の使命は産業の発展により国民の厚生を図り、国家の興隆、人類の文化に貢献することであるから、この使命達成のために両

者は一体とならなければならない。事業一家家族親和の精神で国家奉仕のため、自己の職分を全うしなければならぬとした。そして各事業場内にこの指導精神を普及徹底するための機関を設けるが、この機関は事業者従業員の意思疎通を図るだけでなく、産業の発展、従業員の福祉をもたらす各種の施設を行なうものであった。更に指導精神普及徹底のため、労資諸団体・政府・官憲の協力の下で、国民運動を起していくこと、そしてその中心機関として、民間の諸団体で組織する中央機関の設置を提唱した。

この「方策」は指導精神に於て、労資間を職分の違いとしてとらえ、産業の国家的使命を説き、事業場内の機関も意思疎通を図ることは一つの役割として示かされていらない点で、森田案と基本的に一致していた。しかし森田案にあった「従業員の修養、教化の指導機関」という役割は特に強調されていないし待遇改善が示されている点は厚生省の意見が入れられていたと言えよう。すなわちこの機関は労資関係の指導精神を普及徹底するために設けられるが、労資の意思疎通、従業員の福祉を図るという点にもかなりの重点が置かれていたとみることが

できる。

しかし指導精神の提唱とそれを企業内の組織を通し労働者に普及徹底させ、更に民間運動により全産業的規模で実現させるといふ内容は全体としてみると森田案と基本的に一致するものであった。「方策」はこのような精神運動を提唱するものであった。

協調会では三八年四月末この「労資関係調整方策」を政府に建議し、その実現のために政府の援助と協力を求め、自ら中心となつて「方策」の具体化のための運動を開始していくことになつた。

まず全国の産業上重要な地方の官民有力者労務担当者の懇談会を開催して、運動の趣旨の理解を得、協力をあおぐことになつた。⁽¹⁰⁾

五月から六月初旬にかけて大阪、神戸、名古屋、福岡で財界有力者、労務担当者との懇談会が開催された。⁽¹¹⁾これには「方策」立案に加わつていた協調会の理事河原田稼吉、長岡・町田両常務理事、厚生省の成田労働局長、永野労政課長、全産連の常務理事膳桂之助、書記長森田良雄が主催者として参加し、表面的には協調会、厚生省、全産連が協調会の「労資関係調整方策」実現のために一

致協力して運動を進めていった。

この懇談会の席で主催者側から「方策」の具体案として「産業報国会案並に産業報国連盟案」が示された。⁽¹²⁾

この案に於て事業場に作られる組織に産業報国会という名称が仮に与えられたが、それは団体の形式(産業報国会)か機関の形式(産業報国懇談会)とし、必ずしも一定のものである必要はないが、中心の実行委員会として委員会を設け、意思の疎通、教育修養、福利共済の事業を行なうこと、産業報国会は組織のない所に組織を設けることに主力を注ぎ既存の労働組合と競争関係に立つことは避けること、またすでに同じような組織が在る場合には別に設ける必要がないとした。

また中央機関としての産業報国連盟は産業報国会の設置奨励とその全国的連絡を役割とし、産業報国会の自主性、自治的機能を阻害するものでなく、その関係も強制を伴うものでなく、飽くまで精神的道義的なものであるとした。

以上の内容を持った案を示して、事業主、労務担当者に実現のための協力を求めたのであった。事業場内に「自主的」に労資の組織を設けようとする以上、事業主

の賛成が前提条件であったから、具体化のための運動の対象はまず彼らに向けられていた。

事業主側からは指導精神には賛成であるが事業場内に組織を作ることに対しては不安を抱く意見が強く出された。⁽¹³⁾

そこで懇談会の主催者側である膳桂之助は次のように述べて彼らの説得に当たった。

「……産業関係を確固たる軌道に乗せるには今日が最もよい時期である、従来の階級対立の思想を棄てて真に産業関係者が一体となるには今日を措いて外にないと考えたからである……」

更にこの案に賛成する理由として次の四つを挙げた。第一に協調会の案は神がかりでなく全く当り前の事を全く平易な文句で書いてある、これこそ翻訳ものでなく真に日本の実情に適した日本的なものであること。第二に労資協調を更に進めて労資一体と言っていること。第三に指導精神の文句は非常に簡単で平易である、言葉が簡単な為は何とでも解釈できること。第四に各会社の特殊事情に応じて既存の機関でその目的機能が産業報国会の目的機能と同一である時は既存の機関を利用してよろし

いとしていること。⁽¹⁴⁾

以上のように彼は戦争勃発により、労働組合が「挙国一致」「労資協力」「産業報国」をスローガンとして運動を展開している時をとらえて、労資協調に代る「労資一体」という労資関係の理念を確立しようとする意図を示した。

一方厚生省は、協調会の「労資関係調整方策」に呼応して、六月二日の特高課長事務打合会議に於て「労資関係調整方策要綱案」を示した。⁽¹⁵⁾

これは労資双方に対して、労資一体、産業報国の精神を普及徹底させること、差当り従業員百人以上の工場に対し各事業場内にそのための機関を設置することを勧奨したものであった。その組織を委員会式のもの（例えば産業報国懇談会等）とするか又は、団体式のもの（例えば産業報国会等）とするかは各事業場の実情により適宜とし、委員会式のものには、「能率増進、待遇改善、保健衛生、福利共済、教育修養、其ノ他各般ノ問題ニ亘リ事業主従業員双方ガ隔意ナキ懇談協議ヲ遂ゲ相互ノ完全ナル理解ト協力トヲ実現スルニ努ムルコト」、団体式のものには、事業主従業員双方を含めた組織とすること、その

事業は、(イ)意思ノ疎通 (ロ)教育修養 (ハ)福利共済であり (イ)は「労資懇談ノ機関(委員会)ヲ作り産業報國ノ精神ヲ基調トシテ能率増進、待遇改善、保健衛生、福利共済、教育修養、其ノ他各般ノ問題ニ亘リ事業主従業員双方ガ隔意ナキ懇談協議ヲ遂ゲ相互ノ完全ナル理解ト協力トヲ実現スルコト」、そして「事業中意思疎通ノ為ノ懇談機関ヲ設クルコトハ最も重要ナル点ト認メラルルヲ以テ特ニ留意スルコト」とされた。

すなわち委員会式、団体式という二つの組織形式を示しながらも中心は労資懇談機関を設置するところにあつた。この「要綱案」は五月に発表された協調会の「産業報国会案」とほぼ同じ内容を持っていた。協調会のが「意思疎通」を他の事業と並列したのに対し、これは特に「意思疎通」に重点を置いていたところが異なっていた。

六月二十日から開催された労働争議調停事務打合会議では、厚生省はこの「要綱案」を示しながら、先に述べたように労資懇談会の必要条件として、従業員側委員は従業員の選出に依ること、必ず待遇問題に就て協議させることの二つを挙げた。

厚生省は一貫して労資関係の調整については労資懇談機関の設置という方針をとっていた。しかもそれは労働者側委員は労働者の選出によること、待遇問題について協議させることという内容を持ったものであった。協調会の運動に協力しつつもその点は一貫していた。しかし特高課長事務打合会議や労働争議調停事務打合会議に於て厚生省に対し要望の聲が強かった、法制化して強制的にこれを実行させるという方法は事業主側の反撥も強く妥当でないとしていた。⁽¹⁵⁾

そこで厚生省がとった方法は、全産連—特に関東産連の主導の下で行なわれようとした協調会の運動に協力し、まず民間運動の性格を持たせた運動を起させ、政府はこれを支援する形をとり、実質的にその運動の中で政府の方針を貫いてゆこうとするものであった。

他方全産連の態度をみると、協調会の「労資関係調整方策」作成にあたり、関東産連関係者特に膳桂之助の役割は大きかったとはいへ、⁽¹⁶⁾ 関西、中部産連に於ては、「その指導精神が余りにも現実を無視し理論的に飛躍し、且その総括的内容に於ても国家主義的色彩濃厚にして、労資対等の立場に於て問題を取扱はんとするのみならず、

労働組合に対しても亦頗る微温的なり」として反対の態度をとった。⁽¹⁸⁾

そこで全産連としての態度を決定するため関東、関西、中部、北部の各加盟連合会から藤原銀次郎他十一名の特別委員を決め、協議を重ねた。六月十五日の特別委員会に於て、

一、協議会案を原則的に支持して其の実現の為に積極的協力をなすこと

一、関西側より提出された部分的修正案は協議会に善処を要請すること

一、産業報国連盟(中央機関)の機能は指導機関とせず単なる連絡機関とし、其の運用方法に留意し少くとも事業場単位の報国会に圧力を加えるが如きことなきことを協議会に提言することにして、「全国産業団体連合会は協議会時局対策委員会の提唱に係る産業報国の精神に賛同し欣然其の運動に参加す」と決定した。翌十六日の全産連常任委員会に於てこれは正式に決定された。⁽¹⁹⁾全産連のこの決定の背後には膳桂之助の強い働きかけがあった。⁽²⁰⁾

ともかくも全産連が運動に賛同し参加を決めたことに

依り、協議会案はようやく実現への一歩を進め、以後日本労働組合会議を始めとする労働組合の参加が相次いで決定されていた。

- (1) 協議会清算事務所協議会誌(稿本) 編集会『協議会誌(稿本)』一九四八年三月 二九六―三〇一ページ
- (2) 略称全産連。一九三一年労働組合法案反対運動を契機に成立した全国の経営者団体の結集体
- (3) 全国産業団体連合会事務局『全国産業団体連合会報』第四号 一九三七年五月二十日
- (4) 森田良雄『日本経営者団体発展史』一九五八年四月 二八七ページ
- (5) 関東産業団体連合会『陸軍に於ける工員の取扱に就いて』一九三七年八月 一ページ
- (6) 協議会『協議』第十号 一九三八年三月 『同』第十一号 一九三八年四月
- (7) 『産業報国会関係資料』マイクロフィルム(桜林誠氏所蔵)
- (8) 鶴野久吾『工場鉱山産業報国会設立運営指針』一九三八年 二五五―二六〇ページ
- (9) 『労働時報』一九三八年八月号 二六一―二七二ページ
- (10) 森田良雄『戦争と勤労』一九四三年七月 五四―五五ページ
- (11) 『協議』第十三号 一九三八年六月

- (12) 『協調会誌(稿本)』 三二二—三二八ページ
- (13) 『協調』 第十三号
- (14) 『同』 同
- (15) 『労働時報』 一九三八年六月号 二一ページ
- (16) 『同』 同 二二—二三ページ
- (17) 『協調』 第十四号 一九三八年七月
- (18) 『特高月報』 一九三八年六月号 六六ページ
- (19) 『労働時報』 一九三八年八月号 二三ページ
- (20) 『戦争と勤労』 六七ページ

III 産業報国連盟の設立

以上の経過をへて中央連盟即ち産業報国連盟を設立するための第一回創立準備会が、七月十六日に開かれた。準備委員は協調会より依頼された次の七名であった。⁽¹⁾河原田稼吉(貴族院議員) 成田一郎(厚生省労働局長) 長岡保太郎(協調会常務理事) 松本勇平(愛国労働農民同志会会長) 町田辰次郎(協調会常務理事) 三輪寿壯(社会大衆党) 膳桂之助(全国産業団体連合会常務理事) つまり協調会を母体に政府と労働者側、資本家側各々の代表が加わる官民協力、労資協力の国民運動を展開するという形が整えられた。

これらの準備委員は委員会を重ね、産業報国連盟の綱領、規約、創立趣意書を作成した。次いで準備委員長となった河原田稼吉が連盟理事の選任に当り、準備委員に本間精(内務省警保局長) 横溝光暉(内閣情報部長) 蒲生俊文(協調会常務理事) を加えた十名が連盟理事となった。

七月三十日第一回理事会が開かれ、理事長に河原田稼吉を選び、綱領、規約、趣意書を原案どおり可決した。この理事会を以て産業報国連盟は成立し、協調会館に事務局を設置した。任命された事務局員は六名中五名が協調会職員であった。

産業報国連盟の設立に依るよう、八月二十四日厚生内務両次官名で、「労資関係調整方策実施に関する件依命通牒」が地方長官宛に発せられ、先の「要綱案」を一部修正した「労資関係調整方策要綱」が示された。⁽²⁾

すなわち第一に「労資双方ニ対シ皇国産業ノ本義タル労資一体産業報国ノ精神ヲ普及徹底セシムルコト」。第二に「各事業場内ニ右精神ヲ具現セシムル目的ヲ以テ左記要綱ニ依リ団体(例ヘバ産業報国会)ノ設置ヲ勧奨スルコト」として、差当り従業員百人以上の事業場に事業

主従業員双方を含めた全体組織である団体の設置を勧奨したものであった。その団体は事業として、「(イ)懇談会ノ開催」「(ロ)教育、保健、福利、共済、慰安其ノ他ノ諸施設ニシテ特ニ本団体ノ事業トシテ行フコトヲ適當トスルモノハ之ヲ本団体ノ事業トシテ行フコト」しかし「事業場ノ事情ニ依リテハ前項(イ)ノミヲ行フ団体タルモ差支ヘナキコト」として、懇談会の開催に重点を置いた。その労資懇談の機関(委員会)は「産業報国ノ精神ヲ基調トシテ能率増進、待遇、福利、共済、教養其ノ他各般ノ問題ニ亘リ隔意ナキ懇談ヲ遂ゲ相互ノ完全ナル理解ト協力トヲ実現シ労資一体産業報国ノ実ヲ挙グルニ努ムルコト、委員ノ決定、委員会ノ構成並ニ会議ノ方法等ハ各事業場ノ実情ニ応ジ適宜之ヲ定ムルコト但シ従業員タル委員ニハ従業員自ラ選ビタルモノヲ加フルヲ適當トス」という内容を持ったものであった。

厚生省は産業報国連盟の設立に当り、地方長官に対して産業報国会の設置を勧奨する形をとりながら、一貫して先にみたような内容を持った労資懇談会の実現を図っていたのであった。

連盟理事会ではまず産業報国会の標準規約の作成が取

上げられ、事務局案、関東産連案、厚生省案の検討が行なわれるに至った。⁽³⁾

規約例の作成が必要とされたのは森田良雄によると「地方庁警察当局がややもすれば、『産業報国会』を既成概念に依る『工場委員会』の頭で解釈し、工場委員会に唯『産業報国』の看板を覆せたものを指導奨励されんとする傾向があった」のを憂惧したため、「『懇談』は産業報国会の事業の一つであって、産業報国会そのものは決して単なる『懇談』の為めの機関ではないことを、此の規約例によって明らかに」しようとしたためであった。⁽⁴⁾

つまり規約例の作成は産業報国会と従来の工場委員会との違いをはっきりと示すことにあった。

森田良雄らが中心となって作成し全産連の意向を代表する形で理事会に提出された関東産連案は、産業報国会の事業を次の事項としていた。⁽⁵⁾

一、茶話会、懇談会等の開催其の他意思疎通上有益と認むる事項

二、敬神、修養、体育、慰安、娯楽、福利共済生活改善等に関し、本会に於て行ふを適當と認むる事項

三、作業改善、能率増進、無駄排除、安全衛生等に関する協力上必要な事項

四、国民精神総動員運動の徹底上必要な事項

五、其の他本会の目的を達成する為に必要な事項

すなわち意思疎通を他の事業と並列し、単に茶話会、懇談会等として待遇問題についての懇談を規定してはなかつた。しかも修養、作業改善、国民精神総動員運動等を事業としてとりあげ、産業報国会を従業員修養機関としてとらえる傾向が強かつた。

しかしこの案は連盟内に於て非常に不評だったため、全産連に於ても協議の結果、連盟で決定する案を承認することにした。⁽⁷⁾⁽⁶⁾

連盟理事会に於て検討の結果決定された「産業報国会規約例」は、産業報国会の事業として次のものを挙げていた。⁽⁷⁾

一、産業報国精神を涵養する為必要な事項

一、能率増進、待遇、福利、共済其他の問題に付意思疎

通の実を挙ぐる為必要な事項に関する懇談会の開催

一、教養、体育、衛生、共済、慰安等福利施設に関し本

会に於て行ふを適當とする事項

一、其他本会の目的を達成する為必要な事項
そしてそのうち第一項、第二項は必ず行ふ事を要するとした。

この規約例は懇談会の協議事項に資本家側の反撥を招いていた「待遇」を取上げた点、懇談会をかなり重視している点で厚生省の「要綱」に近く、森田良雄が言うところの「既成概念に依る工場委員会」の性格を持っていた。しかし懇談会の委員の決定方法については「事業上の事情により適宜定むれば可なり」として「要は産業報国精神に基づき会内の秩序を保持し、従業員の意思の疎通するやう運用するに適當なるものを決定するを本旨とす」と必ずしも従業員側委員が従業員に選出されなくとも良いとしていた。

同時に理事会で決定された「産業報国連盟と産業報国会との関係」では、資本家側の懸念のまゝであった産業報国連盟の事業内容と産業報国会との関係を明確に規定した。

すなわち産業報国連盟の事業は、機関誌の発行、指導者の養成、講師の派遣、講習会、講演会、研究会等の開催、産業報国会全国大会の開催等であり、産業報国会の

(49) 産業報国運動

連盟に対する関係は、

(イ) 産業報国会の事業の概要を連盟に報告すること。

(ロ) 連盟の事業に対して協力すること。

であった。つまり中央機関としての産業報国連盟は、機関誌を発行したり講習会を開いたりして産業報国運動の普及徹底を図ることに限られ、産業報国会との関係も何ら強制的なものでなく、産業報国会内部に干渉するものではなかった。

以上二つの決定に依って産業報国会、産業報国連盟の事業を明確に規定した上で、連盟は産業報国会設置勸奨に取り掛かった。

九月十三、十五日まず京浜地方の労務担当者、財界首脳者をそれぞれ招いて、運動の趣旨を説明し協力を求めた。⁽⁸⁾これに続き十月にかけて全国各地で連盟、厚生省、地方官庁が協力して主に事業主を対象として懇談会が開かれていった。⁽⁹⁾

⁽¹⁰⁾ここで事業主の共通の関心となったのは次の点であった。

一、精神運動としての発展を望む

一、産業報国会設置後の世話役として連盟、官庁はどれ

だけの関係を持つものであるか

一、待遇の文字を文面に表わすことは却って労務者の思想を悪化させる惧はないか

一、産業報国連盟と官庁との関係は如何に見るべきか
一、運動が労働組合の発展を助長するようなことはないか

つまり資本家側は（主にこの時対象となったのは工場委員会、会社組合のない従業員五十人―百人以上の中小資本家）事業場に組織を作ることや待遇問題まで協議することを認めることが、労働組合の発展の足がかりとなるのを恐れていたので、産業報国運動が「産業報国」「労資一体」の精神運動として発展することを望んでいた。更に官庁、連盟が事業場に設置された産業報国会に對しどのような関係を持つことになるのかを懸念していた。

すなわち資本家は「産業報国」「労資一体」という精神運動という側面では賛成していたものの、その具体化としての産業報国会設置に対しては設置することが事業場内部への第三者の干渉を招いたり、労働者の力を強めることになるのを最も恐れていた。

しかし産業報国連盟の運動は資本家にそれほど不安を抱かせるものとはなりえなかった。連盟の運動は民間運動であったから何ら強制的なものではなかったし、連盟自体精神運動であることを積極的に打ち出していた。しかも従来から工場委員会、会社組合のある大企業にとつては、当然それは精神運動以上のものではありえなかった。特に中小資本家に不安を抱かせていた待遇に関する懇談についても、産業報国を基本に懇談するという原則がある以上、その内容もおのずから制約があり、しかもすぐに待遇の問題を協議するということにはならなかった。産業報国会の懇談会ではまず「産業報国精神を徹底せしむる方法如何」という形で懇談させる傾向があった⁽¹¹⁾。産業報国運動は産業報国連盟の結成及び地方長官に対する厚生内務両次官の通牒に依って「官民一体」の下に全国的に展開されていった。ところが実際に各地で産業報国会の結成に当たったのは各府県警察当局であった。各府県警察当局は通牒を契機に、事業主の懇談会を開催し積極的に産業報国会結成に努めた⁽¹²⁾。こうして警察当局の手で続々と産業報国会の結成が進められ、三八年中に結成されたのは五十人以上の事業場では一、一五八を数え

た⁽¹³⁾。しかもこれらの産業報国会は連盟にほとんど加盟せず、三八年十二月十三日現在で二十二の加盟があった⁽¹⁴⁾だけだった。

この事態に不安を抱いたのは、この運動に主導的な役割を果たした大資本家側であった。三八年十月末の全産連常任委員会に於て、産業報国運動はその精神よりして民間の自治運動として発展すべきものであるにもかかわらず、各府県警察当局がほとんど強制的に組織懲罰を行い官製報国化していることが問題として強く出され、むしろ産業報国連盟の強化を望む意見が支配的であった⁽¹⁵⁾。

この頃連盟内部に於ても理事会で膳桂之助が官庁側の指導に就いて取り上げており⁽¹⁶⁾、連盟と政府の関係が次第に問題となっていた。

三九年三月名古屋で開催された産業報国会会長の懇談会に於ても、産業報国会会長即ち事業主から、連盟と政府の何れが指導するのか明白でないが、連盟が指導権を得ることを望む旨の意見が出された⁽¹⁷⁾。

すなわち産業報国運動は官民一体の運動とは言いがたにも、何ら実質的に力を持たない連盟に代って、実際には各地の警察当局が積極的に産業報国会設置にあたり、

設置された産業報国会も資本家側が第三者の介入を好まないため産業報国連盟に加盟するものが少なく、その指導は専ら警察の手の中にあった。この事態を前にして、資本家側は連盟がもっと強化され運動の指導権を得ることを望むようになったが、連盟は無力であり、何ら有効な対策を立てることができなかった。

- (1) 『協調』 第十四号 一九三八年七月
 - (2) 『労働時報』 一九三八年八月号 二五―二六ページ
 - (3) 『協調』 第十六号 一九三八年九月
 - (4) 『戦争と勤労』 六一―六二ページ
 - (5) 『工場鉱山産業報国会設立運営指針』 二四五―二四七ページ
 - (6) 『特高月報』 一九三八年九月号 九三ページ
 - (7) 『労働時報』 一九三八年九月号 二十一―二二ページ
 - (8) 産業報国連盟『産業報国』 第一号 一九三八年十月
 - (9) 『産業報国』 第一号 一九三八年十月
 - 『同』 第二号 一九三八年十一月
 - 『労働時報』 一九三八年十月号 十四―十八ページ
 - (10) 『産業報国』 第一号 一九三八年十月
 - (11) 『同』 第二号 一九三八年十一月
 - 『同』 第七号 一九三九年五月
 - (12) 『労働時報』 一九三八年十月号 十四―十八ページ
- 京都地方労働運動史編纂会『京都地方労働運動史』 一

- 九五九年 一五二四―一五二五ページ
- (13) 『労働時報』 一九三九年二月号 十三―十四ページ
- (14) 『特高月報』 一九三八年十二月号 一〇四ページ
- (15) 『同』 一九三八年十月号 九三ページ
- (16) 『産業報国』 第二号 一九三八年十一月
- (17) 『同』 第六号 一九三九年三月

おわりに

産業報国運動は大企業の労務担当者の主導により、企業への官僚の統制を避けるために提唱され成立していった運動であった。その内容も「産業報国」「労資一体」という資本家に都合の良い労資関係理念を全産業的に確立していくことを狙ったものであった。

それに対して厚生省は労働争議の勃発を防ぐため、労働者の代表からなり、待遇問題についても協議するような労資懇談会すなわち工場委員会の設置を図ろうとした。しかし資本家側の抵抗を避けるため、大企業労務担当者の主導の下に提起された産業報国運動に協力して行く形をとり、その中で実質的に方針の実現を図る方法をとった。

三九年四月二十八日厚生内務両次官名で「産業報国連

合会ノ設置ニ関スル件依命通牒⁽¹⁾が地方長官宛出された。これに依り多数の産業報国会の設置をみた道府県に於ては地方長官を中心とする官民協力の指導連絡組織として産業報国連合会を設置することになったのである。

それに伴ない産業報国連盟も規約を改正し産業報国会を連盟に加盟させる方針を撤回し官庁に協力して産業報国運動の思想的確立、指導者の養成という面の事業を中心に置くことを明らかにした。⁽²⁾

これによって政府は完全に産業報国運動の指導権を得て、産業報国運動を単に労資調整の方策としてではなく、

今後労働行政の中核として取扱っていく方針を示した。⁽³⁾しかし資本家側は政府の指導権の下に行なわれる以後の展開の中でも、官僚の統制に抵抗しつつ、当初の産報運動の狙いを実現させて行こうとするのであった。

(1) 『労働時報』 一九三九年五月号 十八―十九ページ

(2) 『産業報国』 第七号 一九三九年五月

(3) 『同』 同

(一橋大学大学院博士課程)